

人間ドックの助成をします。

〔国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の方へ〕

町では、町内に住所を有する国民健康保険・長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者を対象に、人間ドックを受診する方を募集します。詳しい内容は次のとおりです。

	国民健康保険 人間ドック	後期高齢者医療 人間ドック
対象者	30歳以上75歳未満の国民健康保険加入者 ※国民健康保険税を完納している世帯のみ	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者 ※保険料を完納している方のみ
ドックの種類	①1日ドック ②2日ドック	
助成金額	一律 25,000円 ※受診日の当日は、料金から助成金(25,000円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。	
助成定員	70名	10名
受付期間	平成26年4月3日(木)～平成27年2月27日(金) ※定員になり次第締め切ります。	
受診できる医療機関	今庄診療所、済生会病院、中村病院、笠原病院、林病院 ※医療機関によって受診できないドックもあります。詳しくは医療機関に直接問合せください。	
申込方法	本庁・各総合事務所窓口で定員の残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約し、次のものを持参し本庁・各総合事務所窓口へ申し込んでください。 印鑑、国民健康保険被保険者証 印鑑、後期高齢者医療被保険者証	
注意事項	・特定健診との併用(二重受診)はできません。 ・検査項目すべてを受診してください。 ・健康診査との併用(二重受診)はできません。 ・検査項目すべてを受診してください。	

問合せ

町民税務課
今庄総合事務所
河野総合事務所

TEL 47-1111
TEL 45-1111
TEL 48-2111

国民健康保険制度の改正について(平成26年4月1日から実施予定)

国の制度改正にあわせて南越前町国民健康保険制度が改正されます。

1 国民健康保険税の課税限度額が見直されます。

項目	現行	改正後
後期高齢者支援金等課税限度額	14万円	16万円
介護納付金課税限度額	12万円	14万円

2 国民健康保険税の軽減措置対象が拡大します。

軽減の対象	現行	改正後
	5割軽減	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは…後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した方で、国民健康保険の資格喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方。

3 自己負担限度額が見直されます。

高額療養費及び高齢介護合算療養費の自己負担限度額について、非自発的失業者の属する世帯の所得が、2による改正後の国民健康保険税の2割軽減の軽減判定所得以下である場合に、低所得者世帯の自己負担限度額を適用することになります。

4 前期高齢者(70歳以上75歳未満)の医療費の一部負担金の軽減措置が見直されます。

現行	特例措置により1割負担
改正後	平成26年4月2日以降に新たに70歳に達する被保険者 2割負担 平成26年4月1日までに70歳に達している被保険者 1割負担(特例措置継続) ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

※70歳以上75歳未満被保険者の一般所得者の高額療養費制度の自己負担限度額については、一部負担金の割合にかかわらず、引き続き現行の額(外来12,000円、入院44,400円)となります。